

1 医師確保に関する会議体における協議について（令和6年3月開催結果）

医師の確保に関して地域医療対策部会において協議を行う事項のうち、以下の事項については、ワーキンググループとして協議を行った。

区 分	臨床研修・専門研修等に関する協議会	
協議事項	県内の臨床研修の充実を図るため、次の事項について協議 ・臨床研修病院ごとの研修医の定員の設定に関する事項	
構 成	7名 { 大 学 2名 医師会 2名 病院団体 2名 県 1名 }	
開 催 実 績	開 催 日	令和6年3月25日（月）
	主 な 協議事項	1 令和7年度臨床研修医募集定員の配分について
	結 果	<p>1 令和7年度臨床研修医募集定員の配分について【別紙参照】 国から示された募集定員の合計（404名）について、以下の基本方針・検討事項による配分案を示し、了承を得た。</p> <p>（基本方針） R6 年度定員を基本としつつ、各病院の希望や圏域の医療提供体制、下記の「検討事項」等により調整</p> <p>（検討事項） 下記項目を総合的に勘案し、加減算を実施</p> <p>① 直近3か年の採用状況等 (a) マッチング応募倍率(1次募集受験者数/定員) (b) マッチング状況(フルマッチ未達の回数) (c) 定員割れの回数(採用数/定員数)</p> <p>② 研修実績等 (a) 臨床研修先が県内の割合 (b) 臨床研修修了後の県内定着率 (c) 専門研修先が県内の割合 (d) 専門研修修了後の県内定着率</p> <p>③ 病院規模・機能等 (a) 許可病床数 (b) 病床利用率 (c) 常勤医師数 (d) 年間入院患者数 (e) 救急機能 (f) 救急車受入台数 (g) 周産期医療 (h) 専門研修プログラム設置数 (i) 第三者評価等の受審状況</p> <p>④ その他 (a) 小児科・産科研修プログラムの設置 (b) 基幹型臨床研修病院の指定基準への適合性 (c) 特例加算の廃止</p>

【参考】

医療法の一部改正（H30.7.25施行）に伴う地域医療対策協議会の機能強化について】

※ 『医療法及び医師法の一部を改正する法律』の一部の施行について
（平成30年7月25日付け厚生労働省医政局長通知）

医療法に規定する「地域医療対策協議会」
⇒ 本県においては「兵庫県医療審議会地域医療対策部会」が該当

1 県は、地域医療対策協議会において、医師の確保に関する事項の実施に必要な次の事項について協議を行い、協議が整った事項について公表することとされた。

- (1) キャリア形成プログラムに関する事項
- (2) 医師の派遣に関する事項
- (3) 医師少数区域等に派遣された医師の能力の開発・向上に関する継続的な援助に関する事項
- (4) 医師少数区域等に派遣された医師の負担軽減措置に関する事項
- (5) 医師法の規定によりその権限に属せられた事項
 - ア 日本専門医機構に対する専門研修に関する意見陳述
 - イ 臨床研修病院の指定、臨床研修病院ごとの研修医の定員の設定に関する事項

2 上記1に伴い、現在、都道府県内に存在する地域医療対策協議会以外の医師確保に関する会議体は、平成30年度中に、地域医療対策協議会に一本化することとされた。

※ 例外として、既存の他の協議会の機能を、ワーキンググループとして存続させる特別の必要がある場合には、そのような取扱いを認めることとされた。